

議案第38号

令和8年度飯能市水道事業会計予算（案）

（総則）

第1条 令和8年度飯能市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	38,603戸
（給水世帯数）	（36,916世帯）
(2) 年間総配水量	9,634,600 m ³
(3) 1日平均配水量	26,396 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
イ 老朽管布設替事業	326,100千円
ロ 配水管網整備事業	108,000千円
ハ 取水・浄水・配水施設等整備事業	280,900千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	1,809,559千円	
第1項 営業収益	1,451,847千円	
第2項 営業外収益	357,390千円	
第3項 特別利益		322千円

	支	出
第1款 水道事業費用	2,022,935	千円
第1項 営業費用	1,956,532	千円
第2項 営業外費用	55,841	千円
第3項 特別損失	562	千円
第4項 予備費	10,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額528,171千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額62,867千円、過年度分損益勘定留保資金465,304千円で補てんするものとする。）。)

	収	入
第1款 資本的収入	601,826	千円
第1項 企業債	460,000	千円
第2項 負担金	141,826	千円

	支	出
第1款 資本的支出	1,129,997	千円
第1項 建設改良費	868,980	千円
第2項 企業債償還金	261,017	千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	県水受水場機械設備更新事業	200,000 千円	令和8年度	80,000 千円
				令和9年度	120,000 千円

1 資本的支出	1 建設改良費	県水受水場電気設備更新事業	80,000 千円	令和 8 年度	32,000 千円
				令和 9 年度	48,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
老朽管布設替事業	千円 201,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、企業財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
取水・浄水・配水施設等整備事業	259,000	同上	同上	同上
計	460,000			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

186,777千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、133,158千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、22,029千円と定める。

令和8年2月27日提出

飯能市長 新井重治